唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室設置要領

１　趣旨

受験を目的とする学生等に対し、近代図書館の運営に支障がない範囲において専用の学習の場を提供することにより、自己実現を図ることのできる学習機会の提供と図書館利用者の拡大を図るため、唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室（以下「専用学習室」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　利用対象者

中学、高校、大学等の受験を目的とする者とする。

３　設置期間

専用学習室の設置期間は、令和８年１２月５日から令和９年３月７日までの土曜日及び日曜日のうち会議室として使用しない日とする。

４　利用時間

専用学習室の利用時間は、午前１０時から午後６時までとする。

５　設置場所

専用学習室は、近代図書館４階会議室とする。

６　利用方法

(1) 専用学習室を利用する者（以下「利用者」という。）は、専用学習室に設置している、利用者カードを受け取らなければならない。

(2) 利用者は、専用学習室を利用中に利用者カードを机上に置くこととし、その利用を終えた時は、速やかに退出し利用者カードを返却するものとする。

７　利用の拒否等

利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を拒否することができる。

(1) 大声で騒ぐ等他の利用者の学習活動の妨げとなる行為

(2) 図書館資料を専用学習室へ持ち込む行為

(3) 30 分間以上にわたり専用学習室を離れる行為

(4) 専用学習室内での飲食行為（蓋の閉まるペットボトルや水筒等の持ち込みを

除く）

(5) その他、専用学習室の設置目的を阻害する行為

８　その他

この要領に定めるもののほか、唐津市近代図書館受験応援企画専用学習室の運営に関し、必要な事項は別に定める。